

新型コロナウイルス関連情報（８月１０日現在）

１ 喫連邦保健省によれば、１０日（月）１５時現在、新たにオーストリア国内で８２名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び２名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は２２，０８６名（内死亡数：７２３名、治癒数：２０，０１０名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：５，５４１名（＋３３）（内死亡２０４名、治癒４，６７８名）
- ・オーバーエーステライヒ州：３，８４７名（＋１６）（内死亡 ６７名、治癒３，５９０名）
- ・チロル州：３，７１０名（＋ ７）（内死亡１０８名、治癒３，５６４名）
- ・ニーダーエーステライヒ州：３，４８６名（＋１２）（内死亡１０８名、治癒３，１９５名）
- ・シュタイアーマルク州：２，１３４名（＋ ２）（内死亡１５５名、治癒１，８９５名）
- ・ザルツブルク州：１，４６０名（＋ １）（内死亡 ３８名、治癒１，３０５名）
- ・フォアアールベルク州： ９７８名（＋ ４）（内死亡 １９名、治癒 ９４２名）
- ・ケルンテン州： ５０１名（＋ ７）（内死亡 １３名、治癒 ４４５名）
- ・ブルゲンラント州： ４２９名（＋ ０）（内死亡 １１名、治癒 ３９６名）

（当館注：オーバーエーステライヒ州、ニーダーエーステライヒ州で各１名の死亡数が新たに計上され、合計７２３名となりました。）

２ ９日、国境検疫関係の保健省令が改正され、１０日より、スペイン（バレアレス諸島及びカナリア諸島を除く）からのオーストリア入国に際し、オーストリア又は特定国に住所等を有する場合であっても、新型コロナウイルスの陰性証明書の提示又は自己隔離が求められることになりました。

バレアレス諸島及びカナリア諸島からの入国については、オーストリア等に住所等を有する場合、陰性証明書等は原則引き続き不要です。

入国に際して陰性証明書等が求められない特定国とハイリスク国の改正後のリストは以下のとおりです。

(特定国 31 か国 (スペイン (バレアレス諸島及びカナリア諸島のみ) に変更し、スペイン本土を除外))

アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スペイン (バレアレス諸島及びカナリア諸島のみ) 、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

(現在渡航警告が発出されているハイリスク国 33 か国 (スペイン (バレアレス諸島及びカナリア諸島を除く) を追加))

アルバニア、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、エクアドル、エジプト、北マケドニア、コソボ、スウェーデン、スペイン (バレアレス諸島及びカナリア諸島を除く) 、セネガル、セルビア、中国 (湖北省) 、チリ、トルコ、ナイジェリア、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ブルガリア、米国、ベラルーシ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、南アフリカ、メキシコ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、ロシア

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関 (AGES) は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約 30 秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔 (特に口、目、鼻) を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける

・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月～金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 01）5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 01）5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html